

有効期間満了日 令和6年3月31日

熊捜一第117号

令和2年3月19日

検視、死体調査の立会医師に対する謝金の取扱いについて（通達）

死体検案医師に対する謝金（以下「検案等謝金」という。）の取扱いについては、「検視、死体調査の立会医師に対する謝金の取扱いについて（通達）」（平成28年5月30日付け熊捜一第200号）に基づき適正に取り扱っているところであるが、今後は、本通達により引き続き取り扱うこととしたので、誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は本通達の発出をもって廃止する。

記

1 目的

警察が取り扱う死体について、警察からの要請に基づき検視又は死体調査の立会いを行った医師に謝礼を支払うことにより、警察の死体取り扱いの円滑な運用を図ることを目的とする。

2 検案等謝金の適用範囲

検案等謝金は、医師が、警察の要請に基づき、同人が勤務する病院施設以外での検視又は死体調査に立ち会った場合にのみ支出するものとする。

3 検案等謝金の支出等

(1) 負担区分

検案等謝金は、「検視規則（昭和33年11月27日国家公安委員会規則第3号）」に基づいて警察官が行う「代行検視」の場合は国費（諸謝金）で、「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年6月22日法律第34号）」に基づいて警察官が行う「死体調査」の場合は県費（報償金）で、それぞれ支出するものとする。

(2) 検案等謝金額

検案等謝金の額は、1体につき3,000円とする。ただし、次に掲げるア～オに該当する場合は、1体につき2,000円を加給金として加算するものとする。

ア 深夜時間帯（午後10時～午前5時）に検案を開始した場合

イ 休診日に検案を実施した場合

ウ 遠路、山中等で検案を実施した場合（往復の移動が3時間以上の場合に限る。）

エ 暴風雨等の困難な条件下で検案を実施した場合

オ 著しい腐乱死体、損傷死体、焼死体等の検案を実施した場合

(3) 支出手続

「代行検視」の場合は警察本部捜査第一課長（以下「捜査第一課長」という）、
「死体調査」の場合は警察署長がそれぞれ行うものとする。

4 報告

検案等謝金を交付する場合、警察署長は、あらかじめ「検案等謝金報告書」（別記様式）により、捜査第一課長を経由して熊本県警察本部長に報告しなければならない。

※ 別記様式（略）